

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

制定 平成25年 7月26日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なでしこ会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び実費弁償費用等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは以下の者をいう。

- 1 理事
- 2 評議員
- 3 監事
- 4 評議員選任・解任委員
- 5 顧問

(理事長及び理事の報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会、評議員会選任解任委員会に出席したときは、別表1により役員報酬を支払うことができる。

- 2 理事長及び理事が理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービス事業の運営業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により役員報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービス事業の運営業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員に支払う年間の報酬の総額は、定款に定める年間の報酬の額を超えることができない。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会、評議員会選任解任委員会に出席したときは、別表1により役員報酬を支払うことができる。

- 2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により役員報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(顧問の報酬)

第 6 条 顧問の設置に関する規程第 6 条に定める、顧問が職務を行うための報酬については、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第 8 条 法人が行う事業の職員を兼務する役員等については、この規程を適用しない。

(改正)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附則 この規程は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 2 5 日より施行する。

別表 1

名 称	理事・監事・評議員・評議員選任解任委員
理事会・評議員会 ・評議員選任解任 委員会	10,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長 業務報酬等	15,000円/日	5,000円/日
理事・評議員 業務報酬等	11,000円/日	5,000円/日
監事 監査指導報酬等	11,000円/日	5,000円/日
顧問報酬	30,000円/月	実 費

別表 3

名 称	日 当	旅 費
出張旅費	旅費規程による	実費相当分